

第 7 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(骨子案)

第1章 本計画の概要(全体像含む)

1 背景と趣旨

(1) 国の動き

(2) 県の動き

(3) 本市の動きと計画策定の趣旨

- 令和3～令和5年度の3か年を期間とする「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」(以下「現計画」という。)に基づき事業を展開しました。
- 国・県の動き、現計画の期間中に生じた課題に対応するため、令和6年度から3か年を計画期間とする「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」(以下「第7期計画」)を策定します。

2 位置づけと計画期間

(1) 法令等における位置づけ

(2) 対象者

(3) 計画期間

3 全体像(2ページ参照)

(1) 基本理念と本市の目指す将来像

- 基本理念については、障がい者を含むすべての市民にとって普遍的なものであることから、第6期計画策定時に若干の文言変更を行いました。第7期計画においてもこの基本理念を継承し、より一層発展させていくこととします。
- 基本理念と同様、本市の目指す将来像についても障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることを考慮し、以前からの文言を継承します。

(2) 基本方針

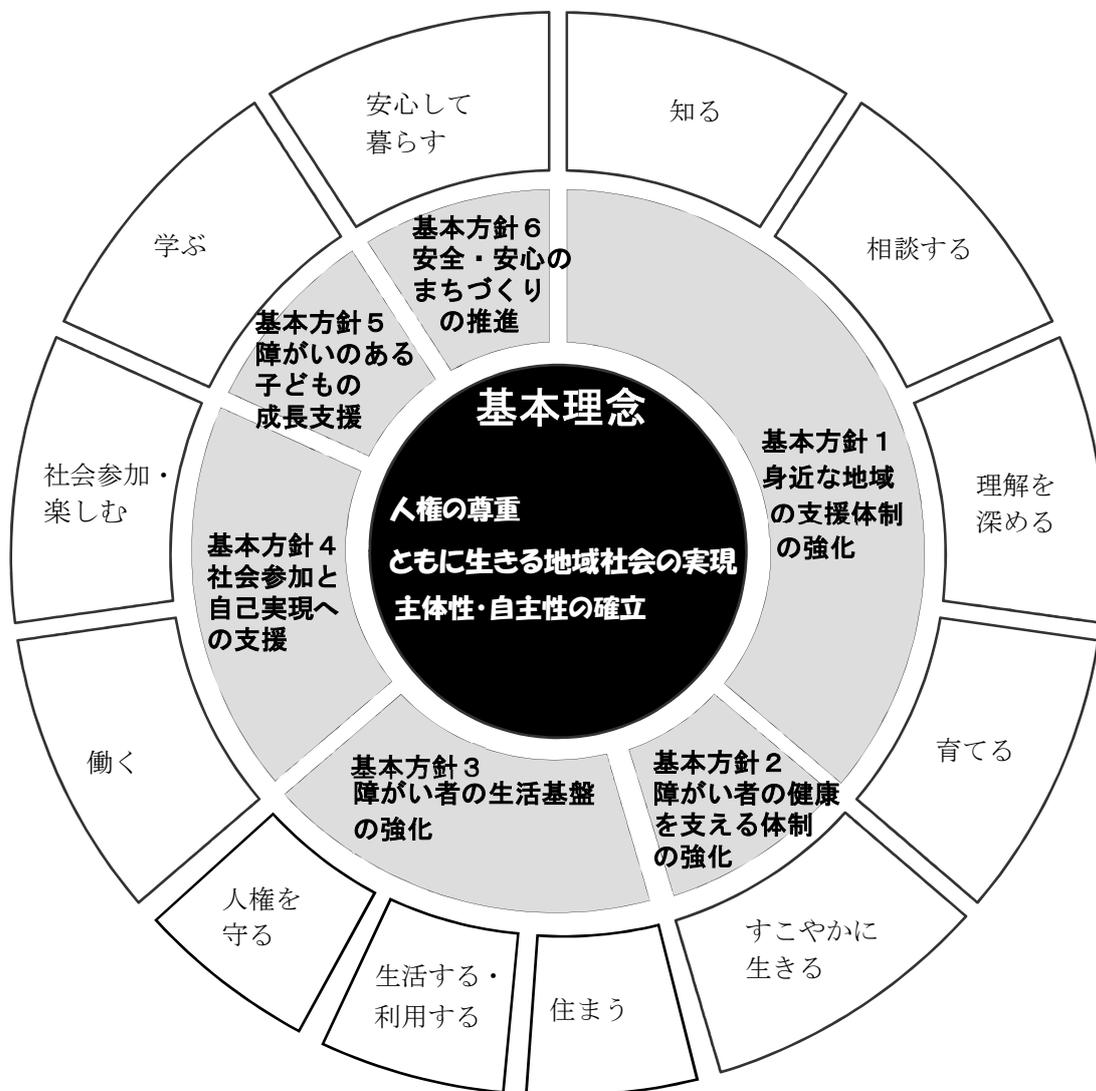
- 本市の目指す将来像を達成するため、本計画の柱となる6つの基本方針と基本方針に沿った障がい者の日常的な暮らしの要素(施策の方向性)を設定します。

本市の目指す将来像

お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく
生きがいのある暮らしを実現できるまち

本市の目指す将来像を達成するため、本計画の柱となる6つの基本方針に沿って、障がい者の日常的な暮らしの要素に基づいた「施策の方向性」を設定します。この施策の方向性に沿って、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、事業の重点化を図ります。

基本方針と「施策の方向性」



(3) 施策体系

- 3-2) で設定した施策の方向性について、その内容や主要施策（「1-1-1 施策のさらなる周知啓発、障害特性に応じた適切な情報提供・発信方法」など。詳細は、第3章参照。）の項目を記載します。

(4) SDGs

- 平成27年9月に行われた国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」内には、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念が示されています。この理念は、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指しており、多様な主体との連携・協力により取り組みを進める本市にも合致する旨を記載します。（なお、第3章においてどの主要施策がどのSDGsに該当するか記載します。）



4 策定経過

- 計画策定までの経過を図等で示します。（詳細は、資料編へ）

第2章 本市の障がい者の現状と将来推計

1 手帳所持者数等の推移

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の年齢別、障害程度別の推移から現状を整理します。

2 手帳所持者数の将来推計

- 現状及び総合計画における将来人口推計から、本計画の最終（令和8）年度までの手帳所持者数を推計します。

第3章 本計画において取り組むべき課題、施策の展開

1 前計画の振り返り

- ・現計画において実施してきた施策、振り返りを12の施策の方向性ごとに記載します。

2 課題抽出のプロセス

- ・障がい者、事業者、市民へのアンケート調査、障がい者ヒアリング調査、自立支援協議会からの意見及び推進委員会での議論などを通じた計画課題の抽出のプロセスを図示します。

3 取り組むべき主要施策、施策の展開

- ・2から導かれた第7期計画で取り組むべき主要施策を施策の方向性の順に記載します。

なお、施策の方向性1つに対し、1～3ページ程度で前計画の振り返り、根拠（アンケートやヒアリングの結果、推進委員会での意見等）や取り組むべき主要施策とその考え方を記載します。（●にはSDGsの該当する項目が入ります。）

	施策の方向性 (日常的な暮らしの要素)	SDGs	市が行うべき主要施策 (課題解決のために主に行うべき事)
基本方針 1	1-1 知る	●	1-1-1 障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施
	1-2 相談する	●	1-2-1 相談先の専門性・利便性の向上
			1-2-2 相談機関の幅広い周知
	1-3 理解を深める	●	1-3-1 市民における障がい特性へのさらなる理解促進
			1-3-2 行政や関係機関等の障がいに対する理解の底上げ
1-4 育てる	●	1-4-1 福祉人材の質・量の充実	
基本方針 2	2-1 すこやかに生きる	●	2-1-1 身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備
基本方針 3	3-1 住まう	●	3-1-1 親亡き後を見据えた住まいに関する支援

	3-2 生活する・利用する	●	3-2-1	ニーズに応じた福祉サービスの質・量の充実、利用の柔軟化、介護家族負担軽減のための取り組み
			3-2-2	緊急時の対応や困難事例に対する関係機関の連携による支援
	3-3 人権を守る	●	3-3-1	障がい理解と「合理的配慮」の意識浸透に向けたより一層の取り組み
			3-3-2	障がい者の人権を守るための施策の充実
基本方針 4	4-1 働く	●	4-1-1	障がい者の就労機会拡大に向けた企業等における理解の促進
			4-1-2	就労及び定着に向けた当事者・企業等への支援体制の充実
	4-2 社会参加・楽しむ	●	4-2-1	社会参加の阻害要因の整理、気兼ねなく交流できる環境づくり
基本方針 5	5-1 学ぶ	●	5-1-1	就学前から就学後までの切れ目のない支援
			5-1-2	インクルーシブ教育の浸透
基本方針 6	6-1 安心して暮らす	●	6-1-1	障がい者が安心して生活できるまちづくり
			6-1-2	障がい特性に配慮した避難場所、支援方法等の充実

第4章 障がい福祉計画にかかる成果目標及び見込み量の設定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）第88条に基づく目標値について、国の第7期障害福祉計画の基本指針に基づき、令和8年度末の成果目標及び考え方を設定します。

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・**地域生活支援の充実【変更】**
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・相談支援体制の充実・強化
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 障害福祉サービス等の考え方及び見込み量（活動目標）

(1) 訪問系サービス

- ・居宅介護
- ・行動援護
- ・重度訪問介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・同行援護

(2) 日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・短期入所
- ・療養介護
- ・自立訓練（生活、機能）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・**就労選択支援【新設】**

(3) 居宅系サービス

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助
- ・施設入所支援

(4) 相談支援サービス

- ・計画相談
- ・地域移行支援

3 地域生活支援事業の考え方及び見込み量（活動目標）

(1) 必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業

(2) 任意事業

- 福祉ホーム
- 訪問入浴サービス
- 生活訓練等
- 日中一時支援事業
- 巡回支援専門員整備
- 社会参加促進事業
- 障害者虐待防止対策支援事業

第5章 障がい児福祉計画にかかる成果目標及び見込み量の設定

児童福祉法に基づく目標値について、国の第1期障害児福祉計画の基本指針をもとに令和8年度の成果目標及び考え方を設定します。

1 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 障害児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

2 障害児福祉サービスの見込み量（活動目標）

(1) 障害児通所給付サービス

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

(2) 障害児相談支援

- 障害児相談支援

- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

第6章 本計画の推進

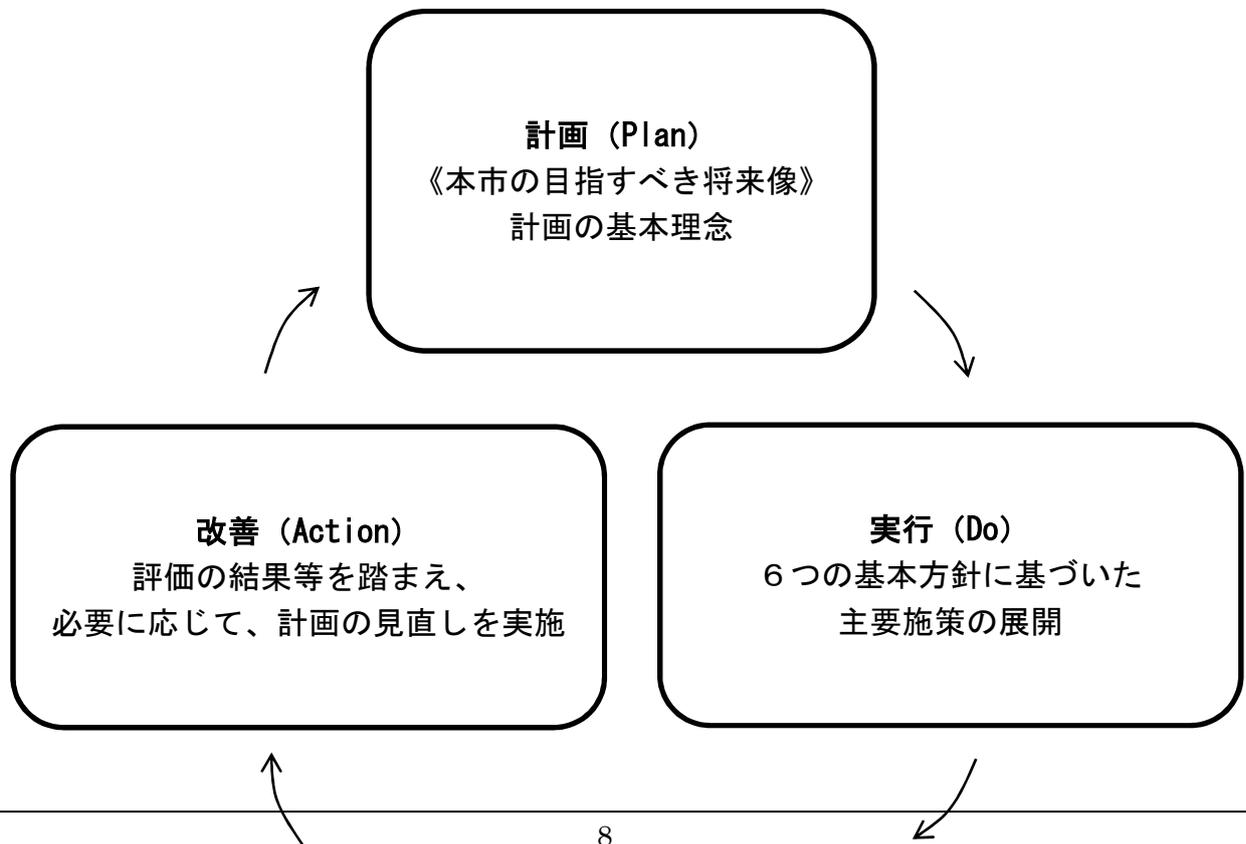
1 推進体制

- ・ 第7期計画の推進に向けた、当事者、保護者、支援者、行政、市民など各主体の役割、関係性を記載します。

2 進捗管理

- ・ 基本的な考え方、進捗を管理するプロセスについて記載します。

本計画の進捗を管理するためのプロセス





資料編

- 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会 規則、委員名簿、議事経過
- 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議 要綱
- 茅ヶ崎市自立支援協議会 要綱
- アンケート調査実施概要、**実施結果詳細**（障がい者、事業者、市民）
- ヒアリング調査実施概要
- **各種統計データ詳細**
- パブリックコメント実施概要
- 用語の解説